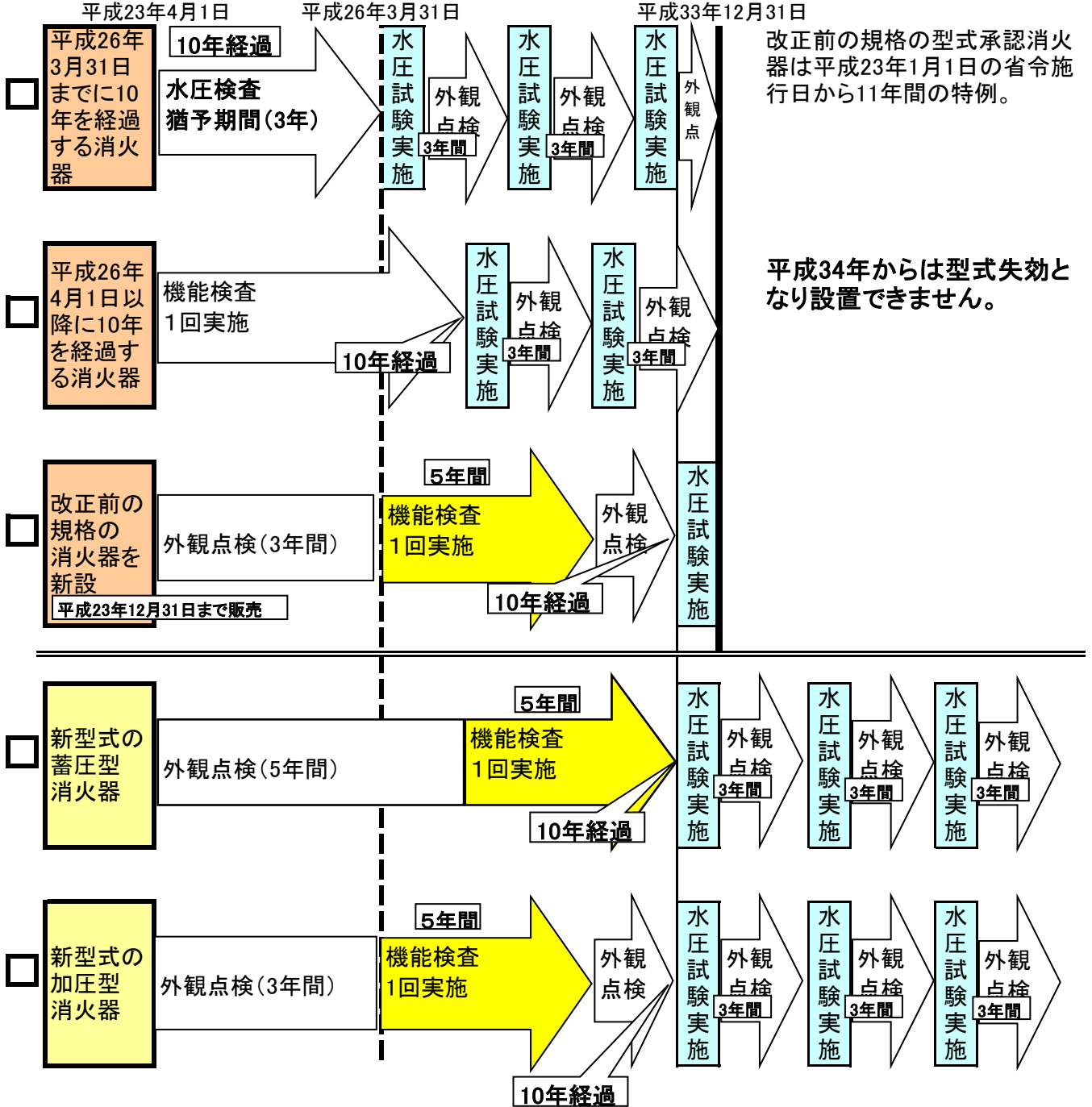


消火器の点検基準が改正されました。

平成23年4月1日施行

- 1、蓄圧式消火器の機能点検の開始時期が3年から5年に緩和されました。
- 2、外観点検において本体容器に腐食等が認められたもの。製造から10年を経過した消火器に対する耐圧性能点検が義務付けられました。

○ 現在設置している消火器をチェックしてください。



※抜き取り検査; 指定された期間内に点検本数を平準化し実施する。

(例、5年の場合年2回の点検で、5年×2回=10回で全ての消火器の検査をすればよい。)

○ 尚、機能点検(外観点検)は6ヶ月毎に行い、点検結果報告書を定期的に報告しなければならない。